

保健医療福祉行政論	3 年・後期	1 単位 15 時間	教授 島田 昇
科目カテゴリー	看護の対象の理解	科目ナンバリング	32310463

1. 授業のねらい・概要

社会保障論で学んだ保健・医療・福祉に関する諸制度と現状の基礎知識を基に、学生が国と自治体の行政について理解できることを目的とする。このことが、疾病、障害、高齢などにより、健康弱者となっても安心して暮らせる社会を支える保健医療福祉行政とはいかにあるべきかについて考察することができる。

2. 学修の到達目標

1. 保健医療福祉関連の法律や制度について説明することができる。(D-2)
2. 国民医療費、介護費の現状を知り、今後の問題・課題を考察することができる。(D-3)
3. 国際比較、国民負担を理解し、今後の問題について解決策を考察することができる。(D-4)

3. 授業の進め方

テキストに基づいた講義を中心に進める。社会保障・社会福祉の知識は、援助対象者のためだけのものではなく、それぞれの人生に深く関わっている。知識があるかないかで、自分自身や家族の生活の質にも影響する。今日の動向を概観しつつ、社会保障、医療保障、所得保障などについて、その背景にある問題を分析・考察し、諸外国の制度と比較しつつ、諸制度の今後のあり方について考え、今後の課題を展望できるように授業を進めていく。

4. 授業計画（講義）

回	授業内容	授業形態	事前事後学修（学修課題）	担当
1	チーム医療と法の構造	講義	予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「チーム医療と法の構造」p34～46を読んでおくこと。 復習：講義内容の「資格法」・「業務法」・「責任法」・「守秘義務」について教科書を使ってまとめておくこと。	島田 昇
2	医療提供の理念と医療安全	講義	予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「医療提供の理念と医療安全：医療法での取り扱い」p47～56を読んでおくこと。 復習：講義内容の「医療法」・「医療事故の報告と調査の義務」について教科書を使ってまとめておくこと。	島田
3	保健医療福祉に関する制度 ① 社会保障制度と公衆衛生行政	講義	予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「特別な配慮を必要とする人に関する法律」p267～317を読んでおくこと。 復習：講義内容の生存権と「生活保護法」・「虐待防止法」・「DV防止法」について教科書を使ってまとめておくこと。	島田
4	保健医療福祉に関する制度 ② 地域保健の制度	講義	予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「特別な配慮を必要とする人に関する法律」p267～317を読んでおくこと。 復習：講義内容の「母子保健法」・「難病医療法」について教科書を使ってまとめておくこと。	島田
5	保健医療福祉に関する制度 ③ 社会福祉の制度	講義	予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「特別な配慮を必要とする人に関する法律」p267～317を読んでおくこと。 復習：講義内容の「精神保健福祉法」・「障害者基本法」・「障害者総合支援法」・「児童福祉法」について教科書を使ってまと	島田

			めておくこと。	
6	保健医療福祉に関する制度 ④医療の制度	講義	予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「お金とサービスに関する法律」p237～267を読んでおくこと。 復習：講義内容の「医療保険（健康保険法・国民健康保険法・船舶保険法・国家公務員共済組合・地方公務員共済組合・私学共済）」に関して教科書を使ってまとめておくこと。	島田
7	保健医療福祉に関する制度 ⑤介護保険制度	講義	予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「お金とサービスに関する法律」p237～267を読んでおくこと。 復習：講義内容の「介護保険法」・「高齢者医療確保法」について教科書を使ってまとめておくこと。	島田
8	保健医療福祉行政の計画と評価 知識試験	講義	予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「医療安全」p50～p56を読んでおくこと。 復習：講義内容の医療安全確保への取り組みについて教科書を使ってまとめておくこと。	島田

5. 成績評価の方法・基準

定期試験（受験資格は3分の2以上の出席した者）70%，課題レポート30%で総合的に評価する。合格基準は60%以上とする。合格基準に満たない（60%未満）場合は、単位認定できない。

定期試験の出題範囲及び出題方法等は、講義内にて口頭で説明する。

課題レポートについて、課題の詳細、提出期限、提出方法（場所）は第1回講義内で紙面にて提示する。

6. テキスト・参考文献

テキスト：平林勝政, 小西知世, 和泉沢千恵（2022） ナーシング・グラフィカ健康支援と社会保障④看護をめぐる法と制度株式会社メディカ出版。

7. 準備学習に必要な時間、又はそれに準じる程度の具体的な学習内容

シラバスの授業計画の範囲について最低1時間以上の予習及び、授業内容について1時間以上の復習を実施すること。

8. 受講上の留意事項

テキストの指定された範囲を熟読した上で授業に臨むこと。

日常的に新聞やニュースを通して、国の政策や予算など政治・経済・社会問題について知識を得ておくこと。

遅刻、欠席ならびに授業中の私語、授業に関係ない言動（スマホの使用等）は慎むこと。

講義時間開始後の無断での教室の入室および退出は慎むこと。

9. 課題に対するフィードバックの方法

試験の解答は試験後に口頭にて解説する。

提出された課題は教員が確認して返却する。内容が不備なものは再提出を求める。

10. 卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目との関連

必修科目であり、修得できない場合進級不可となる。

11. 該当する本授業は、以下の実務経験を活かして実施される

行政委託機関及び、医療機関での保健師としての勤務経験を活かして、講義・演習を行う。